

利用者のために

1 統計の目的

漁業産出額は、漁業生産活動の実態を金額で評価することにより明らかにし、水産行政の企画やその実行のフォローアップに資するための資料を整備することを目的としている。

2 推計期間

本統計の推計期間は、令和2年1月から令和2年12月までの1年間である。

3 推計方法

漁業産出額では、海面漁業、海面養殖業、内水面漁業及び内水面養殖業の産出額並びに生産漁業所得を推計するとともに、参考値として種苗（海面養殖業及び内水面養殖業）の生産額を推計した。それぞれの推計方法は次のとおりである。

(1) 海面漁業・養殖業産出額

海面漁業生産統計調査結果から得られる都道府県別の魚種別生産量に産地水産物流通調査、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別産地卸売価格を乗じて推計した。

なお、捕鯨業（くじら類）は、全国値のみ計上した。

(2) 内水面漁業・養殖業産出額

ア 内水面漁業産出額

(ア) 漁業センサス実施年（西暦末尾が3又は8の年）

内水面漁業生産統計調査結果から得られる全国の魚種別生産量に主要産地の市場、関係団体等から得られる全国の魚種別平均価格を乗じて推計した。

(イ) 漁業センサス実施年以外の年

推計対象年の直前の漁業センサス実施年における内水面漁業生産統計調査結果から得られる全ての河川・湖沼に占める主要河川・湖沼の魚種別漁獲量の割合の逆数を主要河川・湖沼の魚種別漁獲量に乗じて推計対象年における魚種別総漁獲量を計算し、これに全国の魚種別平均価格を乗じて推計した。

イ 内水面養殖業産出額

(ア) 主要養殖魚種（内水面漁業生産統計調査結果から得られるます類、あゆ、こい及びうなぎをいう。以下同じ。）の産出額の合計（a）については、全国の魚種別収獲量に主要産地の市場、関係団体等から得られる全国の魚種別平均価格を乗じて推計した。

(イ) 主要養殖魚種以外の魚種も含めた内水面養殖業産出額の合計（I）については、推計対象年の直前の漁業センサスから得られる全ての養殖魚種の販売金額（観賞用を除く。）に占める主要養殖魚種の販売金額の割合の逆数を用いて、次式のとおりに推計した。

〔推計式〕

$$I = \frac{B}{A} \times a$$

I：内水面養殖業産出額の合計(イ)（推計対象年）

A：主要養殖魚種の販売金額（漁業センサス結果）

B：全ての養殖魚種の販売金額（観賞用を除く。）（漁業センサス結果）

a：主要養殖魚種の産出額の合計(ア)（推計対象年）

(3) 生産漁業所得

生産漁業所得は、次に掲げる方法により算出したそれぞれの金額を合計して所得を推計した。

なお、所得の推計に用いる所得率は、漁業経営統計調査の調査種類別に次式のとおりに算出した。

$$\text{所得率} = \frac{\text{漁業収入} - \text{物的経費}^{(注)}}{\text{漁業収入}}$$

(注)：物的経費には、減価償却費、間接税を含む。

ア 海面漁業・海面養殖業

(1)により推計した海面漁業・養殖業産出額に、直近の漁業経営統計調査の経営体階層（漁船漁業、小型定置網漁業及び各養殖業）別の調査結果から算出した全国の所得率を乗じた。

イ 内水面漁業・内水面養殖業

内水面漁業の場合にあつては、(2)のアにより推計した内水面漁業産出額に直近の漁業経営統計調査の海面漁業のうち、使用動力漁船規模3トン未満の調査結果から算出した全国の所得率を乗じた。

また、内水面養殖業の場合にあつては、(2)のイにより推計した内水面養殖業産出額に直近の産業連関構造調査（内水面養殖業投入調査）から算出した全国の所得率を乗じた。

(4) (参考) 種苗

種苗は、最終生産物となる水産物の生産のために再び投入される水産物（中間生産物）であり、他の都道府県に販売されたものは当該都道府県の最終生産物に計上するが、漁業産出額では、全ての種苗が自都道府県内に投入されるものとみなし、全国及び都道府県別のいずれにも種苗の「産出額」は計上しないこととし、「(参考) 種苗生産額」として別掲した。

なお、海面養殖業により生産される種苗生産額については、海面養殖業産出額の推計と同様、都道府県別の魚種別種苗生産量に主要産地の市場、関係団体等から得られる都道府県別の養殖魚種別種苗価格を乗じた。

また、内水面養殖業により生産された種苗生産額については、ます類、あゆ及びこい（以下「種苗推計魚種」という。）のそれぞれについて、推計対象年の直前の漁業センサスから得られる種苗推計魚種別の販売金額に占める種苗用の販売金額の割合を、(2)のイの(ア)により推計した種苗推計魚種別の産出額（c）に乗じて推計し、その推計した金額を合計した。

〔推計式〕

$$S = \frac{D}{C} \times c$$

S：種苗別の生産額（推計対象年）

C：種苗推計魚種別の販売金額（漁業センサス結果）

D：種苗推計魚種別の種苗用の販売金額（漁業センサス結果）

c：種苗推計魚種別の産出額（推計対象年）

4 用語の解説

(1) 海面漁業とは、海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び

中海を含む。)において水産動植物を採捕する事業をいう。

- (2) 海面養殖業とは、海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいう。
- (3) 内水面漁業とは、公共の河川・湖沼（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を除く。）において水産動植物を採捕する事業をいう。
- (4) 内水面養殖業とは、一定区画の河川・湖沼又は陸上において、淡水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいう。

5 推計の対象とした水産物の範囲

区分	魚種名
海面漁業	まぐろ類、かじき類、かつお類、さめ類、さけ・ます類、このしろ、にしん、いわし類、あじ類、さば類、さんま、ぶり類、ひらめ・かれい類、たら類、ほっけ、きちじ、はたはた、にぎす類、あなご類、たちうお、たい類、いさき、さわら類、すずき類、いかなご、あまだい類、ふぐ類、その他の魚類、えび類、かに類、おきあみ類、貝類、いか類、たこ類、なまこ類、うに類、海産ほ乳類、その他の水産動物類、海藻類、捕鯨業（くじら類）
海面養殖業	ぎんざけ、ぶり類、まあじ、しまあじ、まだい、ひらめ、ふぐ類、くろまぐろ、その他の魚類、貝類、くるまえび、ほや類、その他の水産動物類、海藻類、真珠
内水面漁業	さけ類・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うぐい・おいかわ、うなぎ、はぜ類、その他の魚類、貝類、その他の水産動物類
内水面養殖業	ます類、あゆ、こい、うなぎ、にしきごい、その他
(参考) 種苗	(海面養殖業) ぶり類、まだい、ひらめ、真珠母貝、ほたてがい、かき類、くるまえび、わかめ類、のり類 (内水面養殖業) 種苗計

6 利用上の注意

- (1) これまでに行った推計の見直し（推計区分の中止・変更等）は、次表のとおりである。

見直し年次	見直し事項
平成19年	・平成19年以降、漁業種類別産出額及び部門別産出額の推計を中止
平成28年	・平成18年以降、推計を中止していた生産漁業所得を再開（再開に当たっては内水面漁業・養殖業を加えて漁業所得全体を推計）し、平成18年まで遡及して推計
平成29年	・昭和35年まで遡及して、中間生産物である種苗を漁業産出額から除外するとともに、（参考）種苗生産額として別掲

(2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(3) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

(4) 秘匿措置について

本統計は、様々な統計情報等から推計した加工統計であり、本来秘匿措置を講じる必要はないが、推計に用いた一次統計において秘匿された数値が本統計の推計値から類推される可能性がある場合には、当該推計値も「x」表示としている。

また、情報収集先から秘匿要請があったものについても、同様に「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和2年漁業産出額」（農林水産省）による旨を記載されたい。

(6) 東日本大震災の影響

漁業産出額の推計に用いている海面漁業生産統計調査の生産量結果には、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた区域において、同事故の影響により出荷制限又は出荷自粛の措置がとられた品目の生産量を含まない。

(7) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「水産業」の「漁業産出額」に掲載している。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_seigaku/#r

(8) 本統計は加工統計であり、推計元となる基礎データに訂正等が生じた場合は、遡及して推計し公表している。

なお、遡及等による更新情報については、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「水産業」の「漁業産出額」に掲載している。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyogyou_seigaku/#s

7 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

経営・構造統計課 分析班

電 話：（代表） 03-3502-8111 内線3635

（直通） 03-6744-2042

F A X： 03-5511-8772

※ 本統計に関する御意見・御要望は、「7 お問い合わせ先」のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>